

# 第57回「わかば」作文・図画コンクール募集要領

## 1. 目的(作文・図画両部門共通)

次代を担う子どもたちが、農業に親しみ農業・食料の大切さを理解し、ごはんを中心とした「日本型食生活」の良さを見直すことを目的にコンクールを実施します。

## 2. 主催

J A鳥取県中央会

## 3. 後援

鳥取県／鳥取県教育委員会／新日本海新聞社

## 4. 応募資格

県内の小学校および中学校に在籍する児童・生徒

## 5. テーマ

- (1) ごはん・お米(稲作、水田、ごはん料理、ごはん給食など)に関する思い出、できごと、考えたこと、および状態の写実とします。
- (2) 野菜・果樹・畜産等農業体験、未来の農業、J A見学、学校農園など、農業・J Aに関することとします。

## 6. 規格・画材等

### (1) 作文部門

小学校(1年生～3年生)の部・(400字詰原稿用紙2枚)  
小学校(4年生～6年生)の部・(400字詰原稿用紙3枚)  
中学校の部・(400字詰原稿用紙4枚)

### (2) 図画部門

小学校(1年生～3年生)の部 } 用紙は、B3判(36.4cm×51cm)・四つ切(39.2cm×54.2cm)相当の画用紙とします。  
小学校(4年生～6年生)の部 }  
中学校の部 } 画材の制限は特にありません。

## 7. 応募規定

- (1) 作品は、他のコンクールに応募していない作品とします。
- (2) 1部門の応募は、1人1点とします。
- (3) 図画部門では、ポスター形式(標語・キャッチフレーズ文字の入ったもの)は対象外とします。
- (4) 応募作品には、必ず応募票(別添)を添付して下さい。応募票への記入事項は次のとおりとし、添付位置は、作文は最後のページの裏面、図画は裏面中央とします。
  - ① 作品題名
  - ② 氏名
  - ③ 学校名、学年、組
  - ④ 学校の所在地(郵便番号・電話番号)
  - ⑤ 最寄りのJ A(農協)名

- (5) 学校で一括応募いただく場合は、別添の応募者明細表を必ず添付して下さい。応募明細表はJ Aグループ鳥取のホームページからダウンロードいただけます。

8. 募集期限 **令和3年9月24日(金) 必着**

9. 提出先及び問い合わせ先

【提出先】

作品の受付は、最寄りのJ AまたはJ A鳥取県中央会で行います。

【問い合わせ先】

〒680-0833 鳥取市末広温泉町723番地

J A鳥取県中央会 農業くらし対策部

第57回「わかば」作文・図画コンクール 係

TEL : 0857-21-2638 (担当 : 岡本・奥田)

E-Mail : [ja31kouhou@ja-tottori.or.jp](mailto:ja31kouhou@ja-tottori.or.jp)

H P : <https://www.ja-tottori.or.jp/>

10. 審査

審査は、J A鳥取県中央会代表理事会長が委嘱した審査員が審査を行います。審査基準は別紙のとおりとします。

11. 表彰

(1) 作文部門

【最優秀賞】	3点	《賞状と副賞》	
鳥取県知事賞			1点
鳥取県教育委員会教育長賞			1点
新日本海新聞社賞			1点
【優秀賞】	12点	《賞状と副賞》	
鳥取県農業協同組合中央会代表理事会長賞		各部	1点
鳥取県信用農業協同組合連合会理事長賞		各部	1点
全国農業協同組合連合会鳥取県本部長賞		各部	1点
全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部長賞		各部	1点
【特別賞】	3点	《賞状と副賞》	
J A鳥取いなば代表理事組合長賞			1点
J A鳥取中央代表理事組合長賞			1点
J A鳥取西部代表理事組合長賞			1点
【優良賞】	若干名	《賞状と副賞》	
J A次世代支援対策会議委員長賞		各部	数点
【佳作】	若干名	《賞状と副賞》	
J A次世代支援対策会議委員長賞		各部	数点

(2) 図画部門

【最優秀賞】	3点	《賞状と副賞》	
鳥取県知事賞			1点
鳥取県教育委員会教育長賞			1点
新日本海新聞社賞			1点
【優秀賞】	12点	《賞状と副賞》	

鳥取県農業協同組合中央会代表理事会長賞	各部	1点
鳥取県信用農業協同組合連合会理事長賞	各部	1点
全国農業協同組合連合会鳥取県本部長賞	各部	1点
全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部長賞	各部	1点
<b>【特別賞】</b>	<b>3点</b>	<b>《賞状と副賞》</b>
J A鳥取いなば代表理事組合長賞		1点
J A鳥取中央代表理事組合長賞		1点
J A鳥取西部代表理事組合長賞		1点
<b>【優良賞】</b>	<b>若干名</b>	<b>《賞状と副賞》</b>
J A次世代支援対策会議委員長賞	各部	数点
<b>【佳作】</b>	<b>若干名</b>	<b>《賞状と副賞》</b>
J A次世代支援対策会議委員長賞	各部	数点

(3) 参加賞 応募者全員に記念品を贈呈します。

(4) 表彰式 入賞者のうち、最優秀賞・優秀賞・特別賞については、「J A子どもフェスタ」(令和3年(2021年)12月開催予定)で表彰を行います。優良賞・佳作の入賞者については、賞状・副賞の発送をもって表彰に替えさせていただきます。なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大により延期・中止する場合があります。

## 12. 第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール(全国審査)への参加

J A全中主催の第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールに本県からも応募します。応募作品は、第57回「わかば」作文・図画コンクール入賞作品のうち、前記5.(1)をテーマとした作品の中から選考したものを出品します。

表 彰 (全国審査)

* 内閣総理大臣賞		
作文・図画部門各1名	計	2名
賞状と副賞(記念盾及びお米券、記念メダル)		
* 文部科学大臣賞		
各部門各部1名	計	6名
賞状と副賞(お米券及び記念品メダル)		
* 農林水産大臣賞		
各部門各部1名	計	6名
賞状と副賞(お米券及び記念メダル)		
* 全国農業協同組合中央会会長賞		
各部門各部1名	計	6名
賞状と副賞(お米券及び記念メダル)		
* 優秀賞		
各部門各部15名	計	90名
賞状と副賞(記念メダル)		
* 学校奨励賞		
内閣総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣		
各賞受賞者所属校	計	14校
賞状		

### 13. 応募規則

- (1) 応募作品は令和4年(2022年)2月頃返却予定ですが、入賞作品の著作権はJA鳥取県中央会に帰属します。
- (2) 「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの各大臣賞および全中会長賞入賞作品は令和4年(2022年)3月下旬に返却予定、これ以外の作品は、令和4年(2022年)2月頃返却予定です。なお、作品の著作権は、JA全中に帰属します。
- (3) 作品に応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。
- (4) 記入いただいた個人情報、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体(入賞作品集やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。
- (5) 作品に応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。

## 【応募票見本】

- ① 各部門応募作品には、必ず下記内容の応募票を作成・添付して下さい。
- ② 作文は、最後のページの裏面中央に添付してください。
- ③ 図画は、裏面中央に添付してください。

作品の題名	
ふりがな	
氏名	
ふりがな	
学校名	立 学校 年 組
ふりがな	
学校所在地	〒 TEL
J A名	

応募先：J A鳥取県中央会 農業くらし対策部  
第57回「わかば」作文・図画コンクール 係

応募票および応募者明細表は、  
JAグループ鳥取の公式HPにて  
ダウンロード出来ます！是非ご  
利用下さい！



© みんなのよし食プロジェクト

# 審 査 基 準

## ★ 作文部門審査基準 ★

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価します。

1. 課題に沿った作品であること。(募集要領の例示だけにとらわれず、幅広く考えること)
2. 農業・JA(農協)・ごはん・お米にかかわることがらや問題点を、年齢相応に正しく理解していること。(年齢に応じた範囲で問題点に迫っている点を重視する)
3. 年齢相応の言葉で表現していること。(子どもはよく難しい言葉を使ってみたがるが、年齢になじまないものは好ましくない)
4. 問題点のとらえ方や、考え方が素直であり、自分の意見・感想を率直に述べていること(ひとひねりしたり、裏からとらえるなどは好ましくない)。
5. 自分の生活経験がにじみ出ていること。(抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない)
6. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記は正確であること。(時間的余裕がある場合は、本人に差しもどして清書させてください)
8. 規定の枚数を使っていること。
9. 作文用紙は、1枚目の1行目に作文の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す。

## ★ 図画部門審査基準 ★

### <主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重します。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよいです。
2. 理解させるためディスカッションしてください。
3. 宿題的な押しつけで描かせないでください。

### <基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります。)

1. スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの。
2. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
3. 農作物に顔や手が出ているなど、擬人的、比喩的、マンガ的な表現のもの。
4. 石や、木片などを貼り付けたもの。
5. 紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。
6. 台紙に貼って応募したもの。
7. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
8. 紙がボール紙の様に厚かったり、半紙の様に薄いもの。

※但し、キャンバスボードなどに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したもの、また、「切り絵」「貼り絵」についても基準内として審査対象になります。

以上